

策定にあたって

1 中期経営計画の位置付け	2
2 計画の進捗管理について	4
3 横浜市の水道・工業用水道の仕組み	5

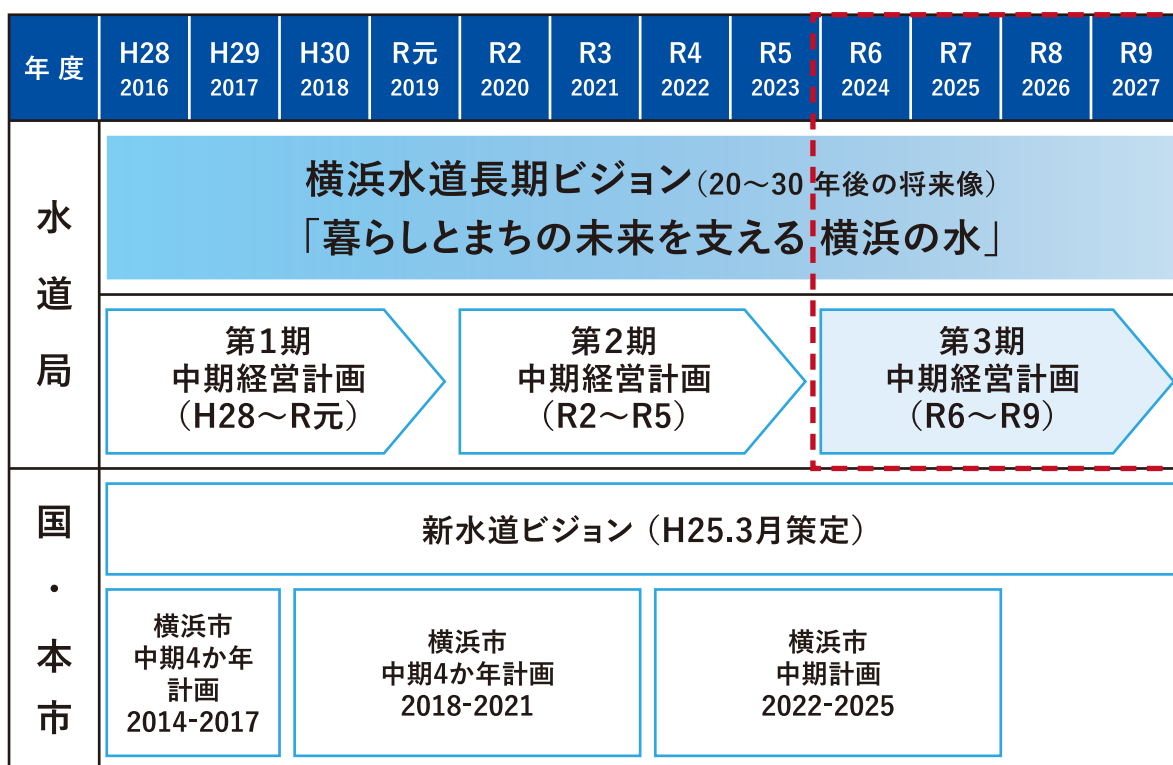
策定にあたって

1 中期経営計画の位置付け

水道局では、水道事業(P5「水道の仕組み」参照)と工業用水道事業(P7「工業用水道の仕組み」参照)の持続可能な経営を行うため、市民や事業者の皆様と共有すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示した「横浜水道長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」といいます。)を平成28(2016)年3月に策定しました。

本計画は、長期ビジョンで描く将来像を具体化するための令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの実施計画であり、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度までの第1期計画、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの第2期計画に続く、第3期計画となります。

また、本計画は、本市の市政運営の方向性を示す「横浜市中期計画 2022-2025」と同様に計画期間を4年間とするとともに、総務省が公営企業に策定を求めている「経営戦略」として位置付けています。



各種計画との関連及び体系のイメージ

<解説> 経営戦略

総務省が各公営企業に対し策定を求めている、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

平成26(2014)年8月の総務省からの通知において、各公営企業の経営環境が年々厳しさを増している中、「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと等により、必要な住民サービスを安定的に継続することが求められています。

「横浜水道長期ビジョン」で目指す将来像

● 基本理念

「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」

横浜市水道局は、地方公営企業として、安全で良質な水を安定してお届けするとともに、地域や社会からの要請に適切に応えることで、安心な市民生活と経済・産業など活力あふれる都市活動の源となり、横浜の未来を支えていくことを目指します。

● 基本姿勢

【確かな信頼】 私たちは、お客さまや関係者の皆様との間に、より深い信頼関係を築くため、水道事業体として求められる役割に全力で応えます。

【多様な連携】 私たちは、民間企業などの様々なパートナーと連携することで、より質の高いサービスを提供し、水道事業の発展を推進します。

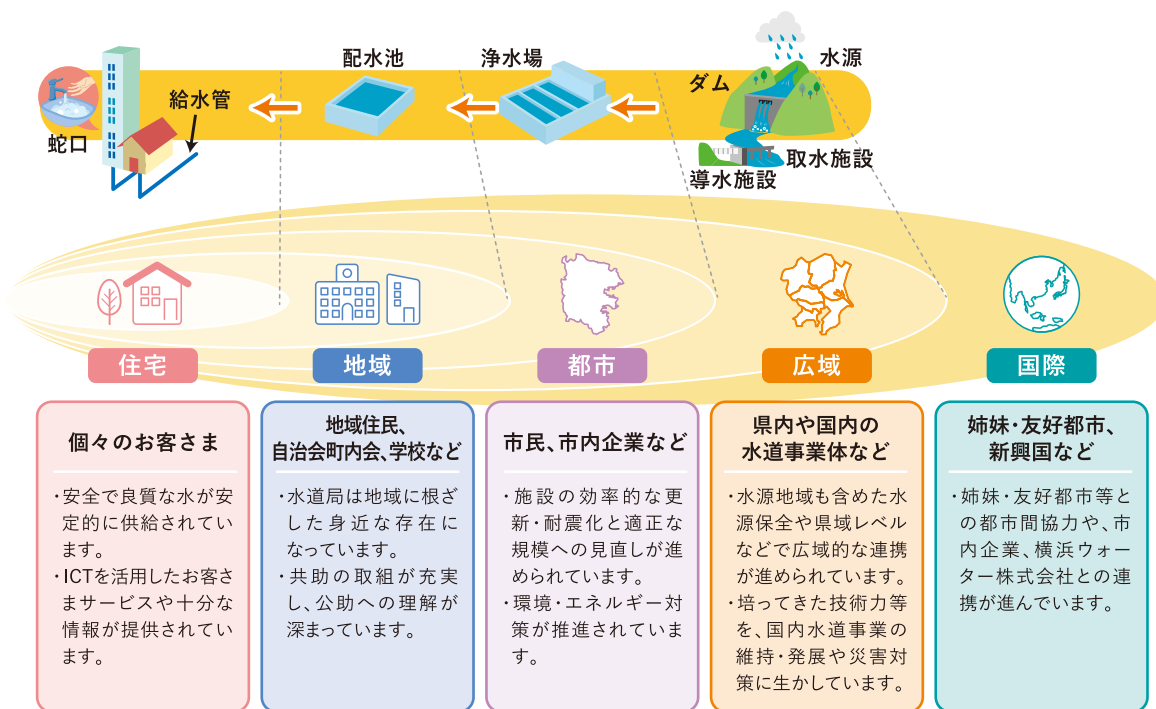
【果敢な挑戦】 私たちは、現状に留まることなく変化に柔軟に対応し、困難な状況にも果敢に挑戦して国内外の水道事業の課題解決に取り組みます。



基本姿勢の「3つのC」

● 将来の姿

お客さまや水道事業に関わる方々が、それぞれの立場で将来をイメージしやすいように5つの領域に分けた将来像を描いています。



<解説> 水道法第1条と長期ビジョンの基本理念

水道法第1条には、この法律の目的として「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」と規定されています。

長期ビジョンでは、水道法第1条の目的を踏まえ「地方公営企業として、安全で良質な水を安定してお届けすること」を通じて、「横浜の未来を支えていく」という思いを込め、基本理念に「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」を掲げています。

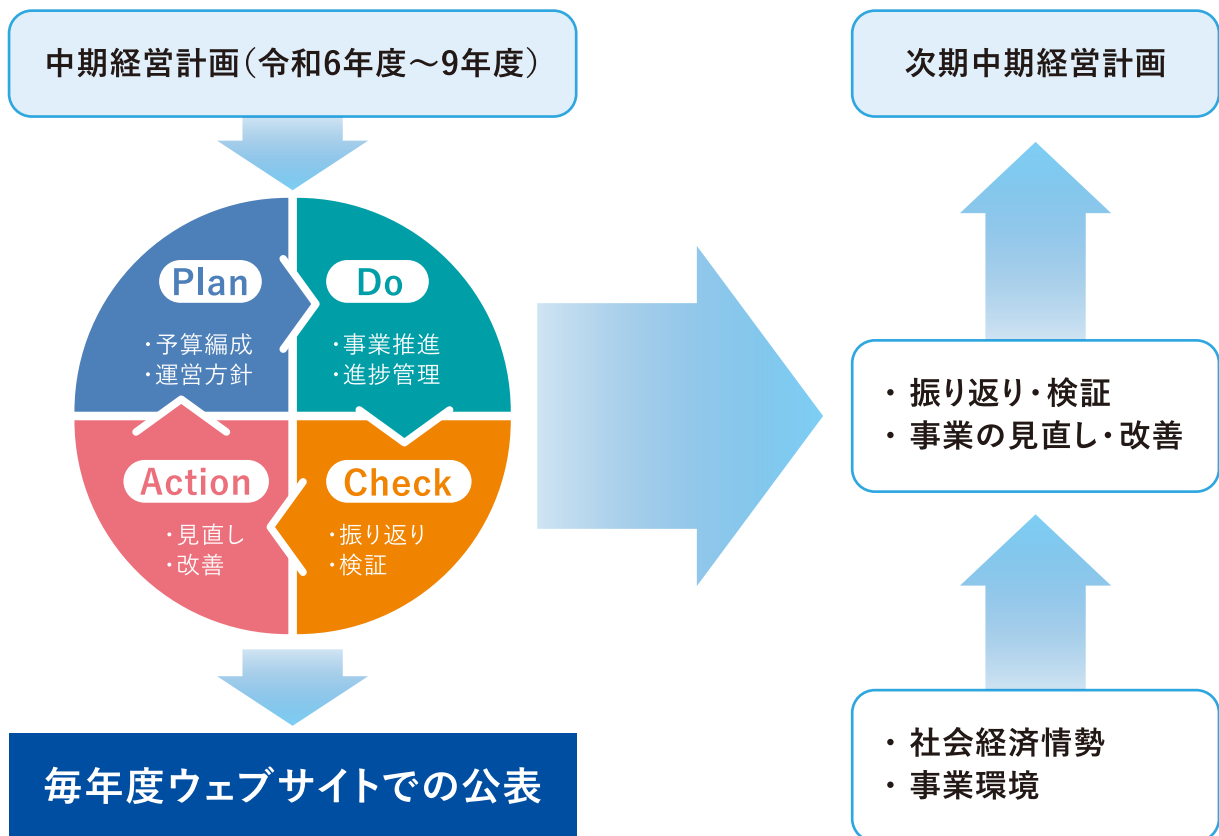
2 計画の進捗管理について

本計画では、長期ビジョンの基本理念である「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」の実現のため、6つの施策目標を掲げ、目標達成に必要な事業や取組を実施します。

また、各施策目標に指標を設定し、各施策目標の達成状況を分かりやすく示し、ウェブサイト等で公表します。

本計画に盛り込まれた事業や取組は、社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確にとらえながら、毎年度の予算編成や局運営方針を策定する中で具体化していきます。

その実施状況について適宜振り返りを行い、目標達成度の確認と事業環境の変化等を踏まえた事業見直しを行った上で、次の中期経営計画を策定します。



計画の進捗管理イメージ

3 横浜市の水道・工業用水道の仕組み

(1) 水道の仕組み

本市の水道は、日本初の近代水道として明治20(1887)年に給水を開始しました。その後、関東大震災や第二次世界大戦の大きな被害を乗り越えて、本市の発展に伴い急増する水需要に対応するため、ダム等の水源開発と8回にわたる施設の拡張工事を行い、安定して給水するための水源と施設を整えました。

ア 水源及び浄水場

道志川を水源とする道志川系統や、相模湖を水源とする相模湖系統など5つの水源を保有しています。



水源系統図

本市の水道の水源と保有水源量

水源	概要	保有水源量(水量)
■道志川系統	道志川の河川水を水源としており、川井浄水場へ送られています。本市の独自水源です。	172,800m ³ /日
■相模湖系統	相模湖の水を水源としており、西谷浄水場へ送られています。神奈川県、川崎市との共同水源です。	394,000m ³ /日
■馬入川系統	津久井湖の水を水源としており、小雀浄水場へ送られています。神奈川県、横須賀市との共同水源です。	284,700m ³ /日
■企業団酒匂川系統	丹沢湖の水を水源としており、神奈川県内広域水道企業団の相模原・西長沢浄水場に送られています。	605,200m ³ /日
■企業団相模川系統	宮ヶ瀬湖の水を水源としており、神奈川県内広域水道企業団の綾瀬・相模原浄水場と小雀浄水場へ送られています。	499,000m ³ /日
合計		1,955,700m ³ /日

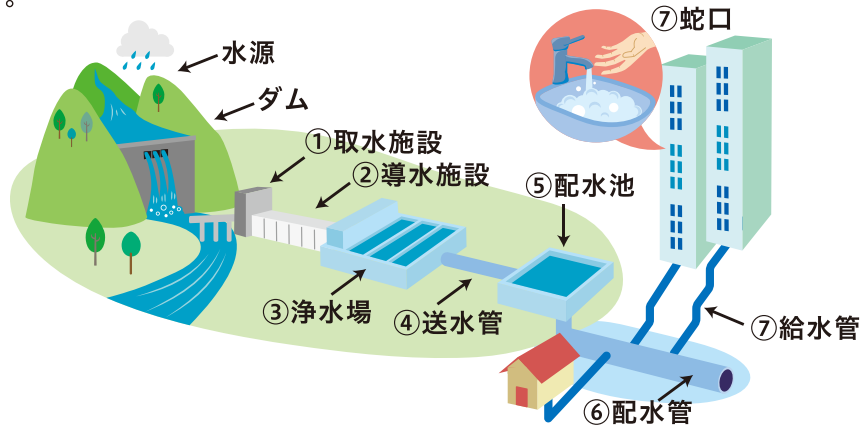
<解説> 神奈川県内広域水道企業団

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の4団体が、水道施設の重複投資を避けるとともに、施設の効率的な配置や管理などを目的として、昭和44(1969)年5月に設立した一部事務組合(行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体)です。企業団は河川から取水した原水を浄水処理して4団体に水道水を供給しています。

現在、本市の企業団からの供給量は総給水量の2分の1を占めています。

イ 水道水が届くまで(水道システム)

ダムや河川を水源とし、様々な施設を利用して、市民や事業者の皆様に安全で良質な水を安定的にお届けしています。



① 取水施設

ダムや河川の水を安定的に取水するための施設です。

② 導水施設

取水された原水を浄水場に運ぶ施設です。導水管やポンプ設備などがあります。

③ 浄水場

原水の濁りや臭いを取り除き、安全で良質な水道水を造る施設です。市内に川井、西谷、小雀の3つの浄水場があります。

④ 送水管

浄水場から配水池に水を運ぶための管です。

⑤ 配水池

浄水場から出た水を貯留し、水の使用量に合わせて給水量を調整する施設で、市内に22か所あります。災害時には飲料水を確保します。

⑥ 配水管

配水池から給水管まで水を運ぶための管です。送配水管合わせて約9,300kmあります。

⑦ 給水装置(給水管・蛇口)

配水管から各ご家庭や事業所等の敷地まで引き込まれた給水管、止水栓、蛇口などの給水用具です。給水装置は市民や事業者の皆様の所有となります(メーターは除く)。

給水装置(個人の所有)

配水管(水道局所有) 止水栓 補助止水栓 メーター 給水管 宅地

(2) 工業用水道の仕組み

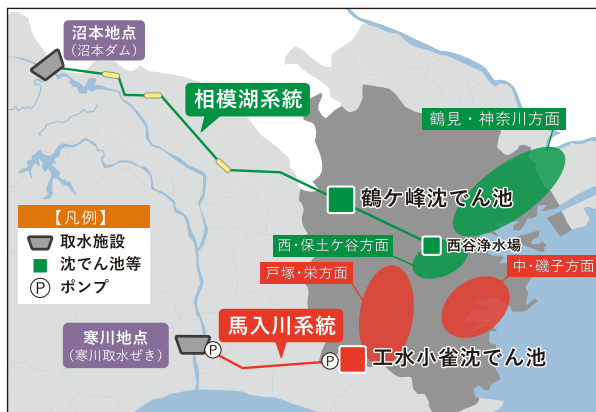
水道局では、水道事業のほか、工業に使用される水を供給する工業用水道事業を運営しています。

本市の工業用水道は、京浜工業地帯の地下水のくみ上げによる地盤沈下の防止を目的として、鶴見区、神奈川区の京浜臨海部に工業用水を供給する施設を整備し、昭和35(1960)年に給水を開始しました。

その後、本市の工業立地政策に伴う工業誘致地区の基盤整備を目的に、根岸湾臨海部や戸塚内陸部に工業用水を供給する施設の整備に着手し、2回にわたる拡張工事を行いました。

工業用水道は、ご家庭等で使われる水道水と違い、ろ過や塩素消毒を行わない簡易な浄水処理に留め、経済的な用水として供給しており、ユーザー企業数は、令和4(2022)年度末で68件(相模湖系統44件、馬入川系統24件)となっています。電気・ガスといったインフラサービスから各種製造業、あるいは雑用水に至るまで、様々な用途に工業用水が使われており、本市の産業基盤を支えています。

なお、工業用水道施設は、自然流下で導水する「相模湖系統」と、ポンプにより導水する「馬入川系統」の2つの系統があり、取水・導水は水道事業と同じ施設を使用しています。



本市工業用水道の施設概況

本市の工業用水道の水源と保有水源量

水源	概要	保有水源量(水量)
■相模湖系統	相模湖を水源としており、鶴見区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区等のユーザー企業へ給水しています。	86,000m ³ /日
■馬入川系統	津久井湖を水源としており、戸塚区、栄区、中区、磯子区のユーザー企業へ給水しています。	246,000m ³ /日
合計		332,000m ³ /日

本市工業用水道の業種別契約ユーザー企業数(令和4(2022)年度末)

業種別	ユーザー企業数	業種別	ユーザー企業数
石油製品・石炭品製造業	2	金属製品製造業	3
食料品・飲料等製造業	9	熱供給業	3
鉄鋼業	1	雑用水	13
化学工業	10	ゴム製品製造業	1
電気機械器具製造業	5	非鉄金属製造業	1
電気供給業	5	情報通信機械器具製造業	1
ガス供給業	3	その他の製造業	2
輸送用機械器具製造業	1	一般機械器具製造業	1
窯業・土石製品製造業	6	精密機械器具製造業	1
		計	68

※業種は「日本標準産業分類の新工業統計調査用産業分類」による